

随意契約（相手方指定）調書

件名	西日暮里一丁目広場清掃委託	No.5200569
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年8月20日	
契約金額	推定総額558,096円（消費税込み）	

契約相手方	就労支援事業所スカイあらかわ	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複数単価契約	

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>西日暮里一丁目広場清掃委託</p>
<p>指定業者 (案)</p>	<p>名称 就労支援事業所スカイあらかわ 所在地 東京都荒川区西日暮里五丁目2番20号 サンリバー西日暮里102 代表者 事業所長 山内 秀一</p>
<p>指定理由</p>	<p>本件は、西日暮里一丁目広場において、現在シルバー人材センターが週3回清掃を行っているが、ゴミのポイ捨てが増加し環境が悪化していることから、適正な維持管理を行うため、追加発注し清掃頻度を増やすものである。 主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記事業所を契約相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、</p> <p>① 現在、当該広場の清掃作業委託を受託しているシルバー人材センターに、清掃回数を増やすことについて打診したところ、人員を確保できないため、追加の委託は受けられないとのことであった。そのため、他に受託可能な業者を主管課において確認したところ、上記事業所のみ対応可能とのことであった。</p> <p>② 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（特定の法律に基づき設立された法人と契約するとき）の規定により、障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合は、随意契約によることができる。</p> <p>③ 上記事業所は、働く意欲のある障害者に対して就業の機会を提供するための組織であり、本件を委託することで、障害者の就業機会を確保することができる。</p> <p>④ 上記事業所は、区内企業の清掃作業の受注実績があることに加え、担当職員が別の区の事業所に勤務していた際、同区発注の清掃作業委託の業務責任者として作業を指揮した経験があるため、本件業務においても、確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記事業所を契約相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 （高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約）</p>